

埼玉県生活環境保全条例の特定化学物質に係る独自物質の見直し(案)について

1 見直し方針について（独自物質の選定基準）

埼玉県生活環境保全条例（以下「条例」という。）の独自物質について、次の方針により見直しを行い、施行規則の一部改正を行う。（施行規則第53条）

（1）埼玉県の独自物質の追加基準・削除基準（案）に基づき、条例の他規制で規定されている化学物質を追加する。

ただし、過去に PRTR 法（以下「法」という。）及び条例の対象物質を選定する際、選定が適当でないと言われた物質を除く。

（2）上記（1）の案に基づき、条例の他規制で規定されていない化学物質を削除する。

（3）新たに法の対象物質に選定されたものは削除する。

（理由）

従前も、法の対象物質の見直しと合わせて、条例の特定化学物質に係る独自物質の見直しを行ってきた。

これまでの見直しの方法は、膨大な数の化学物質に対して有害性の文献調査と使用・製造量調査を業務委託で実施し、その結果を基に有害性と使用量等について評価し一定基準以上となる物質を選定する、という方法であった。

しかし、これらの調査は法の対象物質選定の際においても実施されており、そこで必要とされた物質は法の対象物質に選定されている。

また、条例の独自物質の追加と削除の考え方について平成27年度の埼玉県化学物質対策専門委員会で意見を伺ったところ、「これまでのような網羅的な調査はあきらめたほうがいい」「類似の条例がある自治体の事例を参考にするとよい」との意見をいただいた。

埼玉県のほかには、東京都と大阪府が自治体独自の化学物質の取扱量の報告を求めているが、いずれも「条例の他規制の化学物質」について報告を求めるとしている。

埼玉県が化学物質の取扱量の把握・報告を求める目的は、「化学物質が環境へ与える影響の潜在的リスクを把握する」ことである。条例の他規制の化学物質を独自物質とすることは、県が独自に注視している（監視を必要としている）化学物質の潜在的リスクを把握することに繋がることから、見直し方針の（1）に従って独自物質を選定することとする。

2 見直し対象の物質について

(1) 追加候補物質 (案)

① 条例の他規制の化学物質 (68 物質) → 新たに追加する物質なし

[内訳]

ア 法対象物質【42 物質】

イ 法・条例選定時に除外された物質【10 物質】

塩化水素 (塩酸を含む)
ふっ素
ふっ化珪素
ふっ素化合物 (ふっ化水素及びその水溶性の塩とふっ化珪素を除く)
窒素酸化物
有機砒素化合物
シアン化合物 (無機シアン化合物のうち錯塩及びシアン酸塩と有機シアン化合物)
ほう素
黄燐
ホスゲン

ウ 大気汚染防止法又は水質汚濁防止法の排出規制物質【3 物質】

(法制定時の物質選定の考え方を基に除外する)

アンモニウム化合物
亜硝酸化合物
硝酸化合物

(上記3物質とも、水濁法の排出基準及び総量規制基準が設定されている物質)

エ 販売・使用が禁止されている物質【2 物質】

パラチオン
メチルパラチオン

オ 現在、使用実態なしと推定される物質【1 物質】

メチルジメトン

カ 既に条例独自物質となっている物質【10物質】

アンモニア（アンモニア水を含む。）
塩素
クロルスルホン酸
五塩化りん
三塩化りん
二酸化硫黄（燃焼生成物を除く。）
メタノール
硫化水素
硫酸（三酸化硫黄を含む。）
りん化水素（別名ホスフィン）

②事件・事故原因物質等 → 新たに追加する物質なし

(2) 現在の条例独自物質であるが追加対象物質に該当しない物質

（（ ）内の数字は条例の現物質番号）

① 法で新たに対象物質に選定される次の物質（9物質） → 削除

[内訳]

ア 新たに第1種指定化学物質に選定される物質（8物質）

キャプタン (7)
ジエタノールアミン (14)
炭化けい素（繊維状のものに限る。） (23)
テトラヒドロフラン (24)
トリメチルアミン (26)
2-ブトキシエタノール (33)
メチルイソブチルケトン (36)
硫酸ジメチル (42)

イ 新たに第2種指定化学物質に選定される物質（1物質）

ジエチルサルフェート (15)

②条例の独自物質だが他規制の化学物質でない物質（18物質） → 削除

アルミニウム（粉状のものに限る。） (1)
イソオクタン (3)

イソホロン (4)
クロロプレン (9)
コールタール (10)
コールタールピッチ (11)
シクロヘキサノン (16)
臭素化ビフェニル (臭素数が二から五までのもの及びその混合物を除く。) (20)
硝酸 (21)
タルク (アスベスト様繊維を含むものに限る。) (22)
パラニトロトルエン (28)
フタル酸ジメチル (29)
オルトーフタロジニトリル (30)
マグネシウム (34)
メチルエチルケトン (別名 MEK) (37)
メチルターシャリーブチルエーテル (38)
ヨウ化メチル (39)
ロックウール (44)

3 見直し後の独自物質 (案) (14 物質)

アンモニア (アンモニア水を含む。) (2)
塩素 (6)
クロルスルホン酸 (8)
五塩化りん (12)
三塩化りん (13)
ジメチルアミノエタノール (17)
N, N-ジメチルエチルアミン (18)
1, 1-ジメチルグアニジン (19)
テトラメチルエチレンジアミン (25)
二酸化硫黄 (燃焼生成物を除く。) (27)
メタノール (35)
硫化水素 (40)
硫酸 (三酸化硫黄を含む。) (41)
りん化水素 (別名ホスフィン) (43)